

と賢明な利用のための優先事項と専門的問題について討論するうえで、補完的な役割を果たし、いっそうの価値をもったフォーラムを提供していると認識し、

9. 一連のAWSの財政的支援が中央政府と地方政府、企業、学術機関、国連機関を含む国際機関、国際NGOなど広範な支援者から寄せられていること、これらによる貢献がAWSと一連の地域ワークショップの継続的開催の実施において、多大な価値をもつこと、そのことがアジア地域における湿地の保全と賢明な利用に効果的で、多様な活発なネットワーク形成をもたらしていることを認識し、

10. また、隔年開催の国際湿地シンポジウムの第5回会合が、米州地域の国々の科学者と湿地管理者の参加を得て、キューバ・サバタ湿地で開催されたことに留意し、締約国会議は

11. アジア地域のすべての締約国と未締約国に、AWSがアジアにおける湿地の保全と賢明な利用のための情報交換の効果的な場であり、実践に関する優れた助言の源となっていることを十分認知するよう奨励する。

12. AWSが、今後とも定期的に開催されることを支持する。

13. 地方政府、NGO、民間部門、地域住民を含み、かつそれだけにとどまらない広範な利害関係者によるAWSへの支援と参加を促進するよう要請する。ただし、このことによって条約の中核予算に対して財政的な要請をするものではないことに留意する。

14. 条約事務局と常設委員会に、このようなフォーラムにおける経験の交換や革新的な実践に関する議論を通じて条約履行を支援するために、フォーラムの成果を締約国と政府が十分に利用できるよう、地域内会合を含むラムサール地域会合と地域湿地フォーラムとのつながりを奨励促進することを要請する。

15. 締約国、国際NGO、その他関連する科学技術機関に、特に条約の下で確認された地域イニシアティブに関して、同様のフォーラムがまだ存在していない場合、条約履行のための科学技術的支援を強化する手段として、AWSの経験を生かし、地域的な科学技術フォーラムを定期的に開催することの有益性を検討するよう推奨する。

資料3：決議Ⅷ.13付属書1：ラムサール条約湿地分類法

このコードは、勧告4.7によって承認され、締約国会議の決議Ⅵ.5及びⅦ.11によって修正されたラムサール条約湿地分類法に基づいている。ここに掲げる分類は、各条約湿地が表す主要な湿地生息地を速やかに特定できるように、大まかな枠組みだけを提示するものである。

海洋沿岸域湿地

A 低潮時に6メートルより浅い永久的な浅海域。湾や海峡を含む。

B 海洋の潮下帯域。海藻や海草の藻場、熱帯性海洋草原を含む。

C サンゴ礁。

D 海域の岩礁。沖合の岩礁性島、海崖を含む。

E 砂、礫、中礫海岸。砂州、砂嘴、砂礫性島、砂丘系を含む。

F 河口域。河口の永久的な水域とデルタの河口域。

G 潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟。

H 潮間帯湿地。塩生湿地、塩水草原、塩性沼沢地、塩生高層湿原、潮汐汽水沼沢地、干潮淡水沼沢地を含む。

I 潮間帯森林湿地。マングローブ林、ニッパヤシ湿地林、潮汐淡水湿地林を含む。

J 沿岸域汽水/塩水礁湖。淡水デルタ礁湖を含む。

K 沿岸域淡水潟。三角州の淡水潟を含む。

Zk (a) 海洋沿岸域地下カルスト及び洞窟性水系。

内陸湿地

L 永久的内陸デルタ。

M 永久的河川、溪流、小河川。滝を含む。

N 季節的、断続的、不定期な河川、溪流小河川。

O 永久的な淡水湖沼 (8haより大きい)。大きな三日月湖を含む。

P 季節的、断続的淡水湖沼 (8haより大きい)。氾濫原

の湖沼を含む。

Q 永久的塩水、汽水、アルカリ性湖沼。

R 季節的、断続的、塩水、汽水、アルカリ性湖沼と平野。

Sp 永久的塩水、汽水、アルカリ性沼沢地、水たまり。

Ss 季節的、断続的塩水、汽水、アルカリ性湿原、水たまり。

Tp 永久的淡水沼沢地・水たまり。沼 (8ha未満)、少なくとも成長期のほとんどの間水に浸かった抽水植生のある無機質土壌上の沼沢地や湿地林。

Ts 季節的、断続的淡水沼沢地、水たまり。無機質土壌上にある沼地、ポットホール、季節的に冠水する草原、ヨシ沼沢地。

U 樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原。

Va 高山湿地。高山草原、雪解け水による一時的な水域を含む。

Vt ツンドラ湿地。ツンドラ水たまり、雪解け水による一時的な水域を含む。

W 灌木の優占する湿原。無機質土壌上の、低木湿地林、淡水沼沢地林、低木の優占する淡水沼沢地、低木カール、ハンノキ群落。

Xf 淡水樹木優占湿原。無機質土壌上の、淡水沼沢地、季節的に冠水する森林、森林性沼沢地を含む。

Xp 森林性泥炭地。泥炭沼沢地林。

Y 淡水泉。オアシス。

Zg 地熱性湿地。

Zk (b) 内陸の地下カルストと洞窟性水系。

注意：「氾濫原」とは、一以上の湿地タイプを表すのに用いられる意味の広い用語であり、R、Ss、Ts、W、Xf、Xp等のタイプの湿地を含む。氾濫原湿地の例としては、季節的に冠水する草原 (水分を含んだ天然の牧草地を含む)、低木地、森林地帯、森林等がある。本ガイドラインでは、氾濫原湿地を一つの湿地タイプとしては扱っていない。

人工湿地

1 水産養殖池 (例魚類、エビ)。

2 湖沼。一般的に 8ha 以下の農地用ため池、牧畜用ため池、小規模な貯水池。

3 灌漑地。灌漑用水路、水田を含む。

4 季節的に冠水する農地 (集約的に管理もしくは放牧されている牧草地もしくは牧場で、水を引いてあるもの)

5 製塩場。塩田、塩分を含む泉等。

6 貯水池。貯水池、堰、ダム、人工湖 (ふつうは8ヘクタールを超えるもの)。

7 採掘現場。砂利採掘坑、レンガ用の土採掘坑、粘土採掘坑。土取場の採掘坑、採掘場の水たまり。

8 廃水処理区域。下水利用農場、沈殿池、酸化池等。

9 運河、排水路、水路。

Zk (c) 人工のカルスト及び洞窟の水系。

資料4：決議Ⅷ.13付属書2：国際的に重要な湿地の選定基準及びガイドライン

本基準は、第7回締約国会議 (1999年) で採択され、従来使用されていた第4回と第6回締約国会議 (1990年及び1996年) で採択された基準に代わるもので、ラムサール条約湿地の選定における第2条第1項の実施のガイドとなる。(なお、第9回締約国会議の決議Ⅹ.1付属書Bで、基準9が追加された)

基準グループA 代表的、希少または固有な湿地タイプを含む湿地

基準1：適当な生物地理区内に、自然のまたは自然度が高い湿地タイプの代表的、希少または固有な例を含む湿地がある場合には、当該湿地を国際的に重要とみなす。

基準グループB 生物多様性の保全のために国際的に重要な湿地種及び生態学的群集に基づく基準

基準2：危急種、絶滅危惧種または近絶滅種と特定された種、または絶滅のおそれのある生態学的群集を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準3：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準4：生活環の重要な段階において動植物種を支えている場合、または悪条件の期間中に動植物種に避難場所を提供している場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

水鳥に基づく特定基準

基準5：定期的に2万羽以上の水鳥を支える場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準6：水鳥の一種または一亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支えている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

魚類に基づく特定基準

基準7：固有な魚類の亜種、種、または科、生活史の一段階、種間相互作用、湿地の利益もしくは価値を代表する個体群の相当な割合を維持しており、それによって世界の生物多様性に貢献している場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

基準8：魚類の重要な食物源であり、産卵場、稚魚の成育場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっている場合には、国際的に重要な湿地とみなす。

他の種群に基づく個別基準

基準9

鳥類以外の湿地に依存する動物種または亜種の個体群で、その個体群の1%を定期的に支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えられることとする。